

目 次
(追加提出議案)

令和5年9月定例会

議案番号	件 名
議 案 第 64 号	箱根町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 64 号

箱根町附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町附属機関設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 5 年 10 月 3 日提出

箱根町長 勝 俣 浩 行

(提案理由)

町長の附属機関として、予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）に基づき実施する予防接種による健康被害について調査審議する箱根町予防接種健康被害調査委員会を設置するため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町附属機関設置条例の一部を改正する条例

箱根町附属機関設置条例（令和元年箱根町条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部箱根町自殺対策計画策定委員会の項の次に次のように加える。

箱根町予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害について調査審議すること。	7 人以内
------------------	--------------------------	-------

附 則

（施行期日）

- この条例は、公布の日から施行する。
（箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 箱根町非常勤職員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 36 年箱根町条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 47 号を第 48 号とし、第 35 号から第 46 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 34 号の次に次の 1 号を加える。

（35） 箱根町予防接種健康被害調査委員会委員

別表第 1 箱根町自殺対策計画策定委員会委員の項の次に次のように加える。

箱根町予防接種健康被害調査委員会委員	同 30,000 円以内
--------------------	--------------